

「コミュニティ」について

1 本市の現状（平成 28 年 12 月 19 日第 2 回懇談会資料より一部抜粋）

(1) コミュニティ構想

武蔵野市には、住宅団地自治会や一部地域における親睦的な町内会等は設置されているが、全市的な市民組織としての自治会、町内会がないという全国的に見ても珍しい特徴がある。昭和 46 年の第一期基本構想・長期計画において、新しいコミュニティ政策としてコミュニティ構想が策定された。コミュニティ構想には、コミュニティを市民生活の基礎単位と位置づけ、市民による自主参加・自主企画・自主運営の原則に立った自律的・自発的なコミュニティづくりを目指す、とある。武蔵野市におけるコミュニティ（市民生活の基礎単位）の考え方を示したものである。（資料 8 参照）

- ① 市民自身が長期の自治活動の過程でつくるものである。
- ② 地域の特性、市民交流のチャンスなどによって生まれてくるものであり、開かれた開放的都市空間をなしていく。
- ③ 市域全体の計画的な市政水準上昇の結果として生まれる。等

(2) コミュニティ条例

武蔵野市では前述のコミュニティ構想を基に、コミュニティセンターの建設にあたって土地の選定から設計まで市民が主体となって行い、さらにコミュニティセンターの管理運営も地域住民で組織する公共的団体に委ねるという、全国でも先駆的な市民の自主性を最大限尊重したコミュニティづくりを進めてきた。

しかし、コミュニティセンターの建設が始まってから四半世紀が経過し、少子高齢化、NPO 活動の活性化、高度通信技術の発達等コミュニティを取り巻く環境は大きく変化してきた。コミュニティセンターを中心とした地域コミュニティづくりに加えて、地理的にも時間的にも制約されない新しいコミュニティづくりの仕組みの構築が急務となり、また、多様な市民活動を支援するため専門館との連携強化等も課題となってきた。こうした課題に対応するため、施設の設置条例としての性質が主であった「武蔵野市立コミュニティセンター条例」を廃止し、代わりに新たな時代に対応したコミュニティづくりを推進するための条例を制定した。（資料 9 参照）

<前文抜粋>

コミュニティは、地域的区分を基礎単位としたものにとどまらず、多様なネットワークへと変容している。

<基本理念>

コミュニティづくりは、市民が自己の責任において行動し、お互いの立場を尊重しながら自発的に交流することを通して、開かれたネットワークをつくりあげていくことを基本理念として行うものとする。

2 自治基本条例における「コミュニティ」の論点

1のとおり、本市は、「コミュニティ」・「コミュニティづくり」・「コミュニティづくりの拠点としてのコミュニティセンター」について定めた「武蔵野市コミュニティ条例」を別に定めているという現状を踏まえ、

「武蔵野市コミュニティ条例」と自治基本条例とを、どのように関係づけるのか。

→ 「武蔵野市コミュニティ条例」で定めていることまで、あえて自治基本条例で定めるかどうか（あるいは、「武蔵野市コミュニティ条例」のエッセンスとして、自治基本条例で定めるべき事項があるかどうか。）

3 論点に対する考え方の選択肢

(1) 「コミュニティ」について規定を行うかどうか。

ア 「コミュニティ」について規定をする。 (9/11)

※ 文言として「コミュニティ」という言葉を用いていなくとも、内容として「コミュニティ」の概念に近いと思われるものは「規定をする」に分類した。

イ 「コミュニティ」について規定をしない。 (2/11)

(2) (1)で「規定を行う」とした場合、どのような事項について規定するか。

ア 「コミュニティ」の定義 (5/9)

イ コミュニティを尊重すること。 (7/9)

ウ コミュニティに関する施策の推進（コミュニティ活動の支援） (7/9)

エ コミュニティ施設（本市におけるコミュニティセンター）の整備 (2/9)

オ その他

「平和」について

1 現状（平成28年12月19日第2回懇談会資料より一部抜粋）

本市には、戦前、軍需工場である中島飛行機武蔵製作所があったことから、多くの空襲により戦災を受けたという歴史がある。昭和35年には世界連邦都市宣言、昭和57年には非核都市宣言をしている。平成19年からは平和に関する講演会やパネル展など、平和の大切さを伝える事業も継続的に実施している。

平成22年5月には、学識経験者や公募市民による「武蔵野市平和施策懇談会」を設置し、翌年には同懇談会から、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に語り継いでいくとともに、平和への学びの機会や国際相互交流などの事業を市民とともに継続していく必要性や、同時にそのきっかけとなるよう、平和の日を制定することの提言があった。このことを受け、B29により初めて武蔵野市が空襲を受けた11月24日を「武蔵野市平和の日」とする「武蔵野市平和の日条例」（資料9参照）を市議会の全会一致で可決した。空襲の歴史を記憶し、平和への思いを共有するため、11月24日を中心に平和の日イベントを例年行っている。

2 論点に対する考え方の選択肢

(1) 自治基本条例の中に平和についての記述を入れるかどうか。

- ア 平和についての記述を入れる。(0/11)
- イ 平和についての記述を入れない。(11/11)

(2) 入れるとした場合、条として独立させるか前文に盛り込むか。

- ア 条として独立させる。(0/11)
- イ 前文に盛り込む。(0/11)

「多様な主体との協力」について

1 意義・目的

多様な主体との広域的な地域連携の促進や協力体制の構築等により、市民サービスの向上が図られ、効果的かつ効率的な市政運営の実現につながる。

2 「多様な主体」の種類

- I 他の自治体
- II 国・都
- III 国際社会
- IV その他の主体

3 論点に対する考え方の選択肢

I 他の自治体について

<現状>

他の自治体との協力の例として、武蔵野市では近隣の自治体と共に「四市行政連絡協議会」を構成している。この協議会は平成4年4月、武蔵野市、三鷹市、小金井市、田無市、保谷市の5市の市長が、多様化・広域化する都市行政について情報交換と協議を行い、諸問題への解決の一助とするため設置された（そのうち田無市と保谷市が合併して西東京市となり、現在は四市）。任意団体であり、自治法上に規定する広域圏協議会ではないが、それだけに特定課題ではなく様々な問題に対応でき得るのが特長である。構成員は各市の市長で、毎年交代で各市長が持ち回りで会長を担っている。具体的には文化施設や体育施設など公共施設の相互利用や、四市にまたがる「公共施設利用ガイドマップ」の発行、職員合同研修会の開催などの活動を行っている。

そのほか、都会と地方がお互いに失いつつあるものを補い、助け合い、共存していくことを目的として、9つの市町村（富山県南砺市、長野県安曇野市、長野県川上村、千葉県南房総市、岩手県遠野市、新潟県長岡市、広島県大崎上島町、山形県酒田市、鳥取県岩美町）と友好関係を結び、桜まつりや青空市での物産販売や、市民交流団の相互派遣などを実施している。また、共同生活の中で自然体験をするむさしのジャンボリーや、市立小・中学校の授業の一環として実施するセカンドスクールなどで、多くの子どもたちが自然豊かな地方の生活に触れる体験をしている。

(1) 「他の自治体との協力」について規定するかどうか。

- ア 「他の自治体との協力」について規定する。(9/11)
- イ 「他の自治体との協力」について規定しない。(2/11)

(2) 「他の自治体との協力」をすることの目的の記載内容

- ア 他の自治体と共通する課題（広域的な課題）の解決 (7/9)
- イ 地域の相互発展 (1/9)
- ウ 市民サービスの向上 (1/9)
- エ 効果的・効率的な行政運営 (1/9)
- cf. 地方自治法第2条第15項
- オ 自治の拡充 (1/9)
- カ まちづくりの推進 (1/9)
- キ 目的についての定めを特に置いていない (1/9)

II 国・都について

(1) 「国・都との協力」について、規定するかどうか。

- ア 「国・都との協力」について規定する。国・都共通 (7/11)
- イ 「国・都との協力」について規定しない。国・都共通 (4/11)
- ※ 「国・都」を連携・協力の対象として明文化しているかどうかで選別
- ※ 「他の自治体」の中には「都（道府県）」も含まれるので、Iの「他の自治体との協力」の内容は、「都との協力」を包含している。

(2) 「国・都との協力」をすることの目的の記載内容

- ア 国・都と共通する課題（広域的な課題）の解決 国 (5/7) 都 (3/7)
- イ 自治の拡充 国のみ (1/7)
- ウ 目的についての定めを特に置いていない 国 (1/7) 都 (4/7)

(3) 国・都との関係性（例：対等な立場であること）について、明示的な規定を行うかどうか。

- ア 「対等な立場であること」について明示的な規定をする。 国 (4/8) 都 (3/7)
- イ 明示的な規定をしない。 国 (3/8) 都 (3/7)
- ウ その他（基礎自治体である市町村優先の原則に基づく適切な政府間関係の確立） 国 (1/8)
都 (1/7)
- cf. 地方自治法第1条の2第2項、第2条第3項、第5項及び第6項並びに第245条の3
ほか

III 国際社会

<論点>

- * 国際交流の推進等を図ることに否定的な意見はないと思われるが、武蔵野市として、あえて「自治基本条例」の中に「国際交流活動」について定める理由（特殊性）があるか。

* 「国際交流活動」として想定されるものは何か（行政間の交流、市民間の交流、文化的な交流、商業的な交流、観光）。

* 「国際交流活動」の目的をどうするか。

<現状>

市では、主に青少年を中心として、以下のような交流事業を行っている。また、平成28年には、2020年のオリパラ東京大会を契機とし、人的・経済的・文化的な相互交流等を図るため、ルーマニアのホストタウンとして登録された。

- ・大韓民国との相互交流事業
- ・アメリカ合衆国テキサス州ラボック市との交流事業
- ・中華人民共和国北京市との相互交流事業
- ・ロシア連邦ハバロフスク市との交流事業
- ・ルーマニア ブラショフ市との交流事業

国際交流については、市としての活動以外に市の出資団体である「公益財団法人武蔵野市国際交流協会」の活動も挙げられる。国際交流協会（通称MIA）は、平成元年に設立された任意団体「武蔵野市国際交流協会」の主旨を受け継ぎ、公益財団法人となった現在に至るまで、武蔵野市における市民主体の国際交流や国際協力の推進及び在住外国人への支援等、市民を中心とした活動を行っている。

(1) 国際交流の推進について、明示的な規定を行うかどうか。

- ア 国際交流の推進について明示的に規定する。(4/11)
- イ 国際交流の推進について明示的に規定しない。(7/11)

(2) 国際交流の目的としての記載内容

- ア あらゆる国籍の人にとって住みやすいこと。(2/4)
- イ 異なる文化・習慣との共生（多様な国の歴史・文化の理解）(3/4)
- ウ 国際社会に開かれた地域社会の発展(1/4)
- エ 共通する課題に取り組むこと。(1/4)
- オ 地球規模の課題（平和、人権、環境等）に取り組むこと。(2/4)

IV その他の主体

<論点>

- ・ 「他の自治体」、「国」、「国際交流」以外に、「多様な主体として」特に定めるべきものがあるか。
 - ・ 市民の定義に「事業者」が含まれる場合に、「市民との協働」と「事業者との協力」とで、実質的な違いがあるか（別々に定める意味があるか。）。
- cf. 「協働について」（資料4－Ⅲ）、「市民の定義について」（資料4－Ⅳ）

- ・ 協力する「目的」は何か。
- ・ 「前文」や「基本理念（基本原則）」における「連携・協力」ではなく、あえて「協力」というカテゴリ（章立て）で定める必要があるか。

(1) 「その他の主体との協力」について規定するかどうか。

- ア 「その他の主体との協力」について規定する。(6/11)
- イ 「その他の主体との交流」について規定しない。(5/11)

(2) 「市民（在住・在勤・在学している者）」、「国」、「他の自治体」以外の協力の主体としての記載内容

- ア 地域活動団体 (1/6)
- イ 非営利活動団体 (1/6)
- ウ 公益のために活動する市民（市内）の団体 (2/6)
- エ 事業者 (2/6)
- オ 市内の事業者 (3/6)
- カ まちづくりを担う多くの人々 (1/6)

(3) 「その他の主体との協力」することの目的の記載内容

- ア 地域課題（公共的な課題）の解決 (2/6)
- イ 共通の目的の達成 (2/6)
- ウ まちづくりの推進 (3/6)

(4) 「その他の主体」との協力の位置づけ（どの章で定めているか）

- ア 前文 (3/6)
- イ 基本原則（基本理念） (3/6)
- ウ 市の責務 (1/6)
- エ 事業者の権利・責務 (2/6)
- オ 参加・協働 (4/6)